

附則第一号様式（附則第八条関係）

（一）

35 ミ リ メ ー ト ル 写 真 24ミリメートル	第 号 立 入 検 査 証 官 職 氏 名 年 月 日生 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する 法律附則第6条第3項において準用する法第 30条第3項において準用する船舶安全法第25 条の61第2項の規定により立入検査をする職 員であることを証明する。 国土交通大臣 印 年 月 日 発行 年 月 日 まで有効
9 センチメートル	

（二）

(立入検査) 船舶安全法抜粋 第二十五条の六十一 国土交通大臣は、この法律 を施行するため必要があると認めるときは、そ の職員に、登録検定機関（外国登録検定機関を 除く。）の事務所又は事業所に立ち入り、業務 の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させ ることができる。 2 前項の規定により立入検査をする場合におい ては、当該職員は、その身分を示す証票を携帯 し、かつ、関係者の請求があるときは、これを 提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪 捜査のために認められたものと解釈してはなら ない。	6 セ ン チ メ ー ト ル
9 センチメートル	

(三)

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律抜粋 (船級協会による有害物質一覧表に係る確認) 第三十条	3 船舶安全法第三章第一節(同法第二十五条の四十六、第二十五条の四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五条の五十二、第二十五条の五十四、第二十五条の五十八第一項第二号、第二十五条の六十二第三号並びに第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。)の規定は、第一項の規定による登録、船級協会及び船級協会がする前項の確認について準用する。 (後段略) 附則 第六条 3 第三十条第三項の規定は、第一項の規定による登録、相当確認船級協会及び相当確認船級協会がする前項の相当確認について準用する。 (後段略) 第七條 8 前条第三項において準用する第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。
---	--